

# 日本語教育機関 日本語教育課程等実施規則（学則）

令和7年3月24日策定

## 第1章 総則

### （本学の目的）

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、在日外国人の日本語能力向上及び日本の生活文化の理解を深めることを図り、地域における日本語教育の発展に寄与することを目的とする。

### （学校の名称）

第2条 本学は、あしかが日本語学校（英語名はAshikaga Japanese Language School）と称する。

### （組織）

第3条 本学には、進学2年コース、進学1年6か月コースを置く。

### （主たる事務所の所在地）

第4条 本学の主たる事務所は栃木県足利市通4丁目2790番地1に置く。

## 第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

### （実施期間）

第5条 日本語教育課程及びコース並びにそれらの評価等を実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

### （授業日数及び休業日）

第6条 本学が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日
- 三 夏季休業（8月上旬～8月中旬）
- 四 秋季休業（10月上旬～10月中旬）
- 五 冬季休業（12月下旬～1月上旬）
- 六 春季休業（3月中旬～4月上旬）

3 学校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 日本語教育課程

#### (日本語教育課程)

第7条 本学には、以下の表の日本語教育課程を置き、就業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

| 日本語教育課程    | 修業期間  | 日本語能力 | 収容定員数 | 授業科目     | 授業時数    |
|------------|-------|-------|-------|----------|---------|
| 進学2年コース    | 2年    | B2    | 40人   | 初級総合日本語  | 302単位時間 |
|            |       |       |       | 初中級総合日本語 | 240単位時間 |
|            |       |       |       | 中級総合日本語  | 288単位時間 |
|            |       |       |       | 中上級総合日本語 | 96単位時間  |
|            |       |       |       | 漢字       | 370単位時間 |
|            |       |       |       | 読解ストラテジー | 160単位時間 |
|            |       |       |       | 聴解ストラテジー | 80単位時間  |
| 進学1年6か月コース | 1年6か月 | B2    | 40人   | 初中級総合日本語 | 240単位時間 |
|            |       |       |       | 中級総合日本語  | 288単位時間 |
|            |       |       |       | 中上級総合日本語 | 96単位時間  |
|            |       |       |       | 漢字       | 370単位時間 |
|            |       |       |       | 読解ストラテジー | 160単位時間 |
|            |       |       |       | 聴解ストラテジー | 80単位時間  |

#### (教育の提供方法)

第8条 本学は、学習者の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目またはその一部を用いて体系的に編成したコースを提供することを基本とする。この場合において、学習者が日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し当該日本語教育課程全体を受講することを妨げない。

2 コースの収容定員数は、前条の表の第四欄に掲げる収容定員数の内数とする。

#### (クラス編成)

第9条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程またはコースを受講する受講者を20名以下ごとに分けて編成する。

### 第4章 学習の評価、課程修了の認定

#### (学習の評価)

第10条 学習の評価は、日本語教育課程又はコースの最終日に実施する試験に基づいて行う。

2 前項の試験は、

初級(ⅠⅡ) 【2科目】初級総合日本語/漢字

初中級(ⅠⅡ) 【3科目】初中級総合日本語/漢字/読解ストラテジー

中級(ⅠⅡⅢ) 【4科目】中級総合日本語/漢字/読解ストラテジー/聴解ストラテジー

中上級 【4科目】中上級総合日本語/漢字/読解ストラテジー/聴解ストラテジー

とし、A～Eまでの5段階評価とする。

5段階評価 100点方対比

A—90点以上 B—80点以上90点未満 C—70点以上80点未満 D—60点以上70点未満 E—60点未満

3 第2項の評価におけるA,B,C,Dは合格とし、Eは不合格とする。

(修了の認定)

第11条 日本語教育課程本校所定の日本語教育課程又はコースを受講した者には、最終学期の期末試験で全科目6割を超え、かつ在学中の総出席率が8割を超える者において、修了証書を授与する。

## 第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第12条 本学に、次の教員及び職員を置く。

一 学校長

二 本務等教員 3名以上

三 日本語教員 3名以上

四 生活支援担当者 4名以上

五 事務統括責任者

六 事務職員(事務統括責任者を除く) 2名以上

2 日本語教員は非常勤とする。

(学校長)

第13条 学校長は、本学の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(主任教員)

第14条 本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議)

第15条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は学校長が主宰する。

## 第6章 在籍等

(在籍)

第16条 本学に在籍できる者は、我が国で留学することを目的とする外国人等で、別に定める入学基準を満たし、学校長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第17条 在籍の開始時期は、受講する日本語教育課程又はコースごとに学校長が定める。

(入学手続)

第18条 本学への入学手続きは次のとおりとする。

- 2 本学へ入学しようとする者は、本学が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに提出しなければならない。
- 3 前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- 4 本学に入学を許可された者が正当な理由により入学を辞退する場合は、早急に本学に申し出なければならない。
- 5 入学を許可された者が正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本学に申し出なければならない。

(転学)

第19条 本学から転学を希望する者は、学校長にその旨を届出て、本学校長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。

- 2 災害などで学校が使用できない場合、学校長は学生を支援し、協定先への転学を勧める。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、その事由を記し学校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第21条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その理由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合、学校長にその旨を届け出て学校長の許可を得て復学することができる。

(修了・進級・卒業の認定)

第22条 学校長は教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習評価を行い、最終学期の期末試験で全科目6割を超え、かつ在学中の総出席率が8割を超える者において当該科目の修了を認定する。

- 2 学校長は教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、第22条1項の要件を満たした者に対して進級を認定する。
- 3 学校長は本学の所定の課程を修了した者に対して修了証書を授与する。

## 第7章 授業料等

### (授業料等)

第23条 日本語教育課程を受講する者は授業料としてそれぞれ以下の表に掲げる額を納入しなければならない。

#### 【進学2年コース】

|       | 入学時<br>4月～3月(12か月) | 入学1年後<br>4月～3月(12か月) | 合 計         |
|-------|--------------------|----------------------|-------------|
| 入学金   | 20,000 円           | —                    | 20,000 円    |
| 授業料   | 600,000 円          | 600,000 円            | 1,200,000 円 |
| 施設費   | 20,000 円           | 20,000 円             | 40,000 円    |
| 設備費   | 20,000 円           | 20,000 円             | 40,000 円    |
| 教材費   | 40,000 円           | 40,000 円             | 80,000 円    |
| 課外活動費 | 30,000 円           | 30,000 円             | 60,000 円    |
| 保険料   | 10,000 円           | 10,000 円             | 20,000 円    |
| 健康管理費 | 10,000 円           | 10,000 円             | 20,000 円    |
| その他   | 10,000 円           | 10,000 円             | 20,000 円    |
| 合 計   | 760,000 円          | 740,000 円            | 1,500,000 円 |

#### 【進学1年6か月コース】

|       | 入学時<br>10月～翌9月(12か月) | 入学1年後<br>10月～3月(6か月) | 合 計         |
|-------|----------------------|----------------------|-------------|
| 入学金   | 20,000 円             | —                    | 20,000 円    |
| 授業料   | 600,000 円            | 300,000 円            | 900,000 円   |
| 施設費   | 20,000 円             | 10,000 円             | 30,000 円    |
| 設備費   | 20,000 円             | 10,000 円             | 30,000 円    |
| 教材費   | 40,000 円             | 20,000 円             | 60,000 円    |
| 課外活動費 | 30,000 円             | 15,000 円             | 45,000 円    |
| 保険料   | 10,000 円             | 5,000 円              | 15,000 円    |
| 健康管理費 | 10,000 円             | 10,000 円             | 20,000 円    |
| その他   | 10,000 円             | 5,000 円              | 15,000 円    |
| 合 計   | 760,000 円            | 375,000 円            | 1,135,000 円 |

2 コースを受講する者は、前項の授業料の範囲内で学校長が定める額を納入しなければならない。

(授業料の返還)

第24条 日本語教育課程又はコースを中途修了する者は、申し出により別紙のとおり納付済み授業料の返還を受けることができる。ただし、授業料の全額を納入していない場合にはこの限りではない。

## 第8章 賞罰

(賞罰)

第25条 成績優秀にして他の模範となる者については、学校長はこれを表彰することができる。

(除籍)

第26条 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者については、学校長は在籍の許可を取り消し又は除籍することができる。

2 長期にわたり連絡が取れない者については、学校長は除籍することができる。

## 第9章 健康診断

(健康診断)

第27条 健康診断は各コース入学後1か月以内に実施の後、1年後に再度実施する。